

## Q. 紙マニを紛失したら改めて交付してもいい？

**A. 交付しなおしてはいけません。二重交付は虚偽の交付となる恐れがあります。**

■ 排出事業者として保存するマニフェストを紛失してしまった時の対応

失くした伝票	対応方法
A票	2011年の廃棄物処理法改正により保存義務が定められた 紛失した場合は収集運搬業者の控えであるB1票のコピーにて代用
B2票	収集運搬業者の控えであるB1票のコピーにて代用 収集運搬業者の会社名・運搬担当者名・運搬終了日の記載があることを確認する
D票	処分業者の控えであるC1票のコピーにて代用 処分業者の会社名・運搬担当者名・処分終了日の記載があることを確認する
E票	処分業者の控えであるC1票のコピーにて代用 処分業者の会社名・運搬担当者名・処分終了日・最終処分を行った場所と所在地の記載があることを確認する

### ◇ コピーを保存することが望ましい

紙マニフェストは一般的にカーボン紙の7枚綴りが使われます。廃棄物処理法では排出事業者に対して、この紙マニフェストをA票は交付日から5年間、B2・D・E票は返送された日から5年間保存することを義務付けています。そのため紙マニフェストを運用する場合は、記載事項などの基準はもちろんですが、交付したA票、返送されたB2・D・E票を保存するための管理体制も必要です。

万が一これらの伝票を紛失した場合でも、改めて交付しなおすことはしてはいけません。交付しなおすと二重交付となり、実際の委託状況とは異なる、つまり虚偽の交付とみなされてしまう恐れがあります。紛失してしまった場合は、他の伝票のコピーで代用することが望ましいと言えます。各伝票について処理業者が控えにあたる伝票を持っているはずなので、そのコピーをもらって保存します。

もちろん伝票を紛失しない管理体制をつくることが重要です。電子マニフェストの利用も伝票の紛失を防ぐ管理体制の1つとして有用と言えます。

### 今回のポイント

**まずは紛失しないようなマニフェスト保存の管理体制をつくる！**